下水道使用料の改定を検討しています

公共下水道事業の現状

1　収入が不足しています

トイレやお風呂などの水を下水道で処理する「汚水処理費」については、その利用者が負担する「汚水私費の原則」があります。

汚水処理費は、利用している皆さんの使用料収入だけでは賄いきれず、公共下水道事業会計の収入不足分を一般会計から補填している状況です（いわゆる「赤字補填」）。

この赤字補填の主要な財源は市税ですが、公共下水道を利用しているかたの税金だけでなく、公共下水道を利用していないかたの税金も含まれています。

2　市の財政状況が厳しい

社会保障費の増加などにより、市の財政状況は大変厳しい状況となっています。

そのため、これまでのように赤字補填を継続することが難しくなっています。

こうしたことから、従来の多額の赤字補填を見直し、汚水処理費を本来の下水道使用料でご負担いただくことを目標に、現在、学識経験者や公募に応じたかたなどで構成する「下水道事業審議会」において使用料改定の検討を進めています。

今後、検討結果をお知らせします。

Q：経費を削減すれば使用料を改定する必要がないのでは？

A：埼玉県の汚水処理場における汚水処理費用や施設整備のための借金の利息など、削減が難しい費用が大半を占めているため、経費削減だけでは賄いきれない状況です。

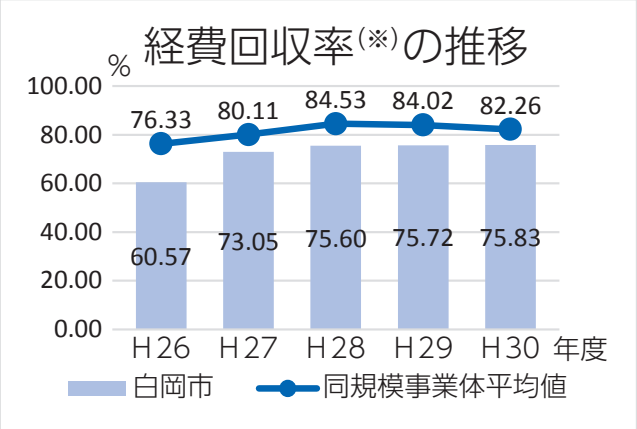

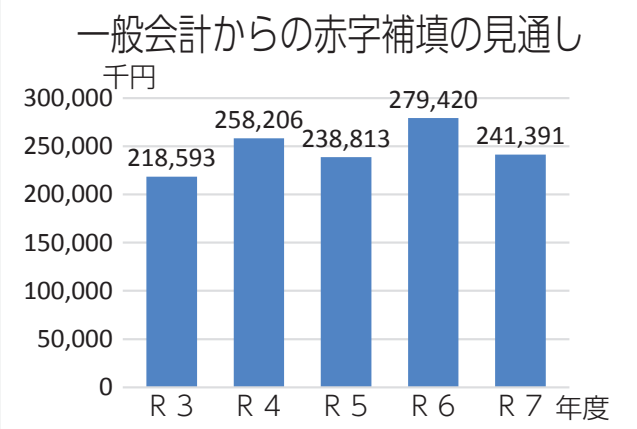

※汚水処理費に対する使用料収入の占める割合

問合せ　経営課　☎0480 (92) 1304